

<訪問看護医療 DX 情報活用加算について>

令和 6 年診療報酬改定に伴い、医療法人協和会 協立訪問看護ステーションは、近畿厚生局長等に届け出た訪問看護ステーション看護師等（准看護師を除く）が、オンライン資格確認により、利用者の診療情報等を取得・活用して訪問看護の実施に関する計画的な管理を行い、質の高い医療を提供します。

これにより訪問看護医療 DX 情報活用加算として定められた額（1 月につき 50 円）を所定額に加算します。

これに係る施設基準は以下の通りです。

1. 厚生労働省が示す訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令に規定する電子情報処理組織の使用による請求（オンライン請求）を行っている。
2. 健康保険法 第 3 条 第 13 項に規定する電子資格確認を行う体制を有する。
3. 医療 DX 推進の体制に関する事項及び質の高い訪問看護を実施するための十分な情報を取得し、及び活用して訪問看護を行うことについて事業所の見やすい場所に掲示している。

■個人情報の取り扱いについて

個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等の関係法令を遵守し、個人情報保護方針に基づいた適切な管理を行い、ご利用者様への看護サービスの提供以外の目的には使用いたしません。

■資格情報の提供について

資格情報の提供はご利用者様および代理人の同意に基づいて行われます。同意なしにオンライン資格確認を行うことはありません。

医療 DX を通じた質の高い医療の提供にご協力をお願いいたします。

医療法人協和会
協和訪問看護ステーション